

第4回障がい者雇用特別セミナー

パネルディスカッション

私達が取り組む障がい者雇用

パネリスト

- ・清永 誠 氏
- ・小松 真一郎 氏
- ・田中 久光 氏

コーディネーター

- ・西村 和芳

第4回 障がい者雇用特別セミナー

(第3部 パネルディスカッション)

「私達が取り組む障がい者雇用」

令和2年10月22日(木)
福岡労働局職業安定部職業対策課

I

ハローワークにおける 障害者の求職・就職の状況

障害者雇用の状況

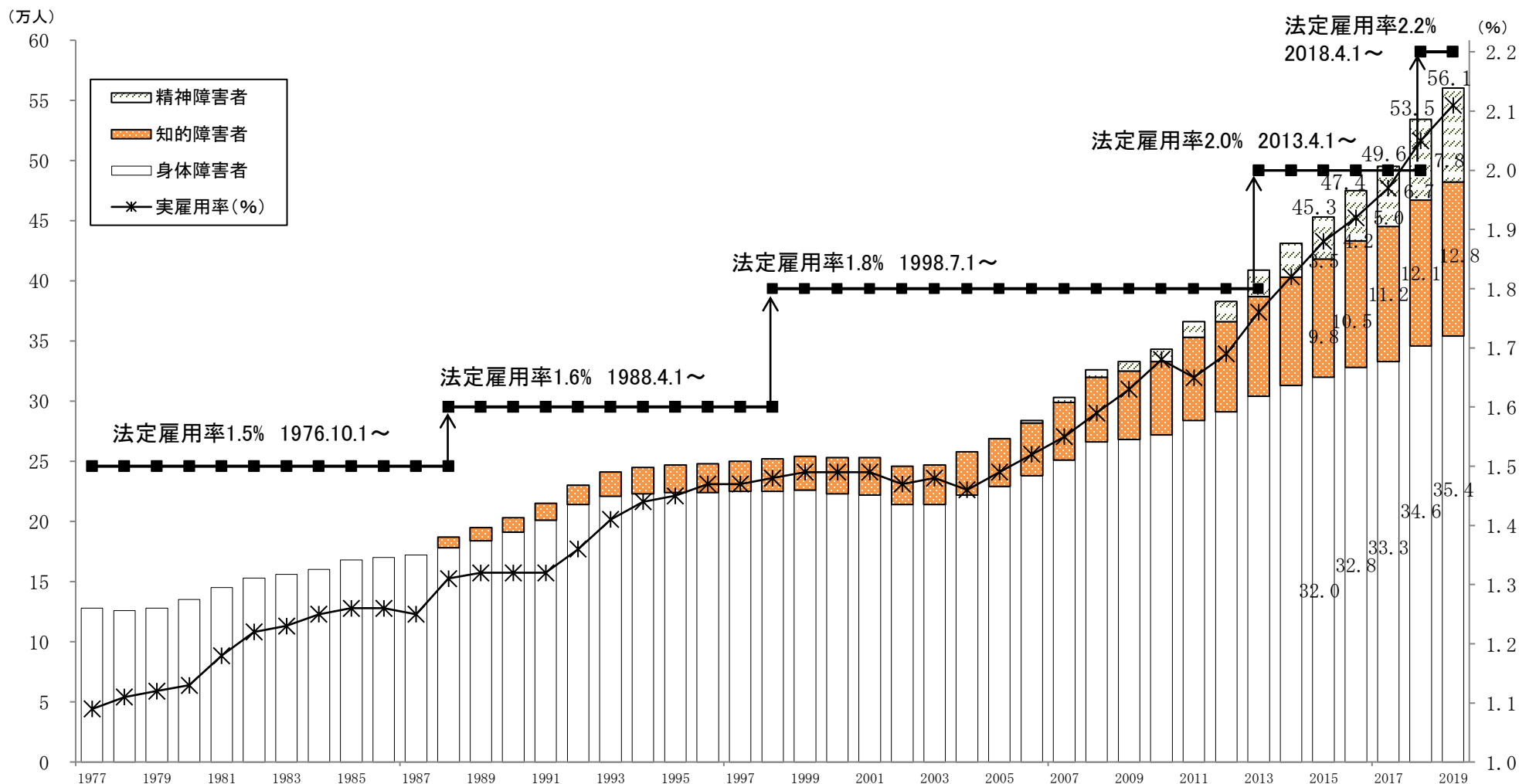
(2019年6月1日現在)

○ 民間企業の雇用状況

雇用者数 56.1万人（身体障害者35.4万人、知的障害者12.8万人、精神障害者7.8万人）

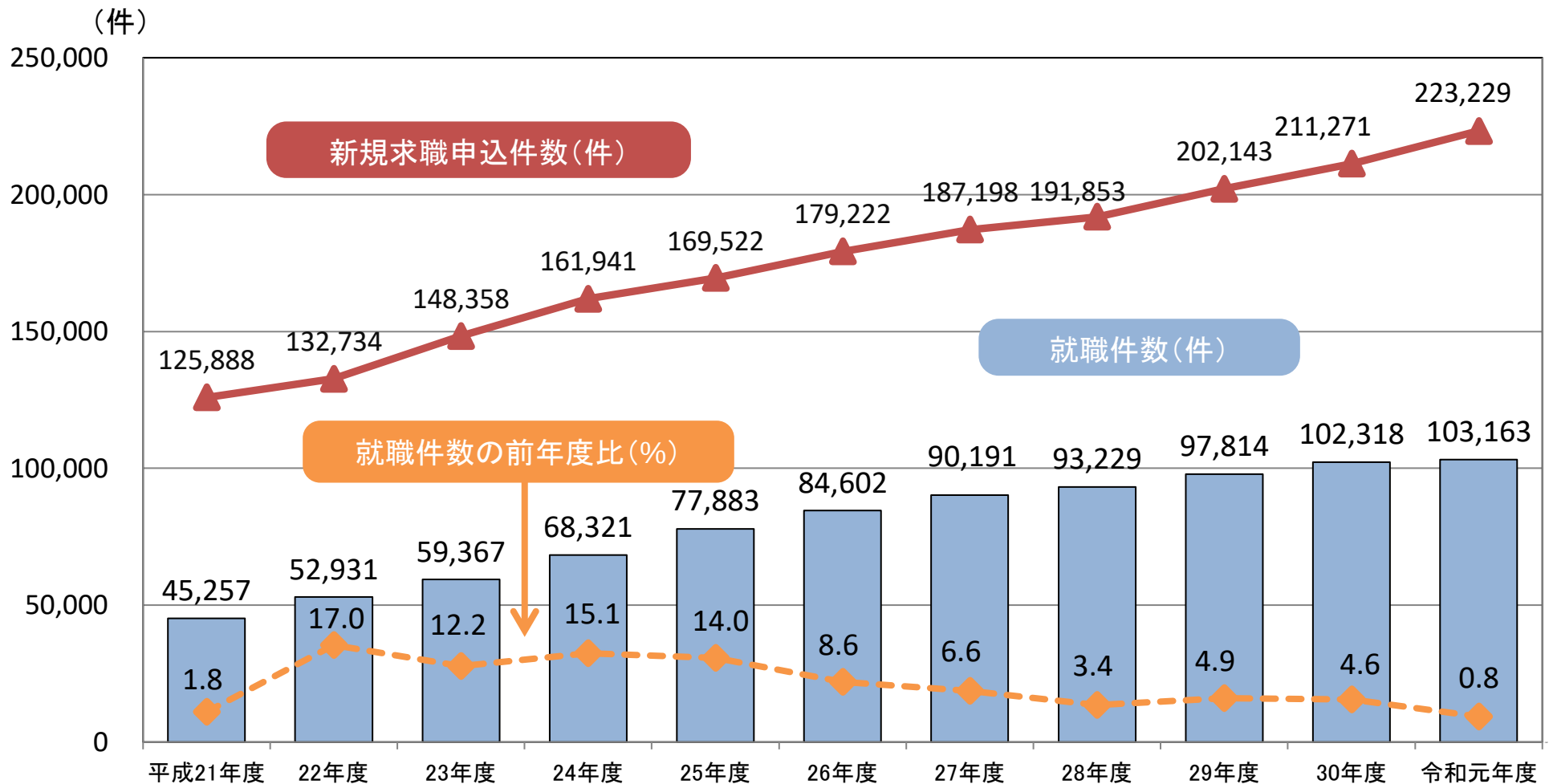
実雇用率 2.11% **法定雇用率達成企業割合 48.0%**

○ **雇用者数は16年連続で過去最高を更新**。障害者雇用は着実に進展。



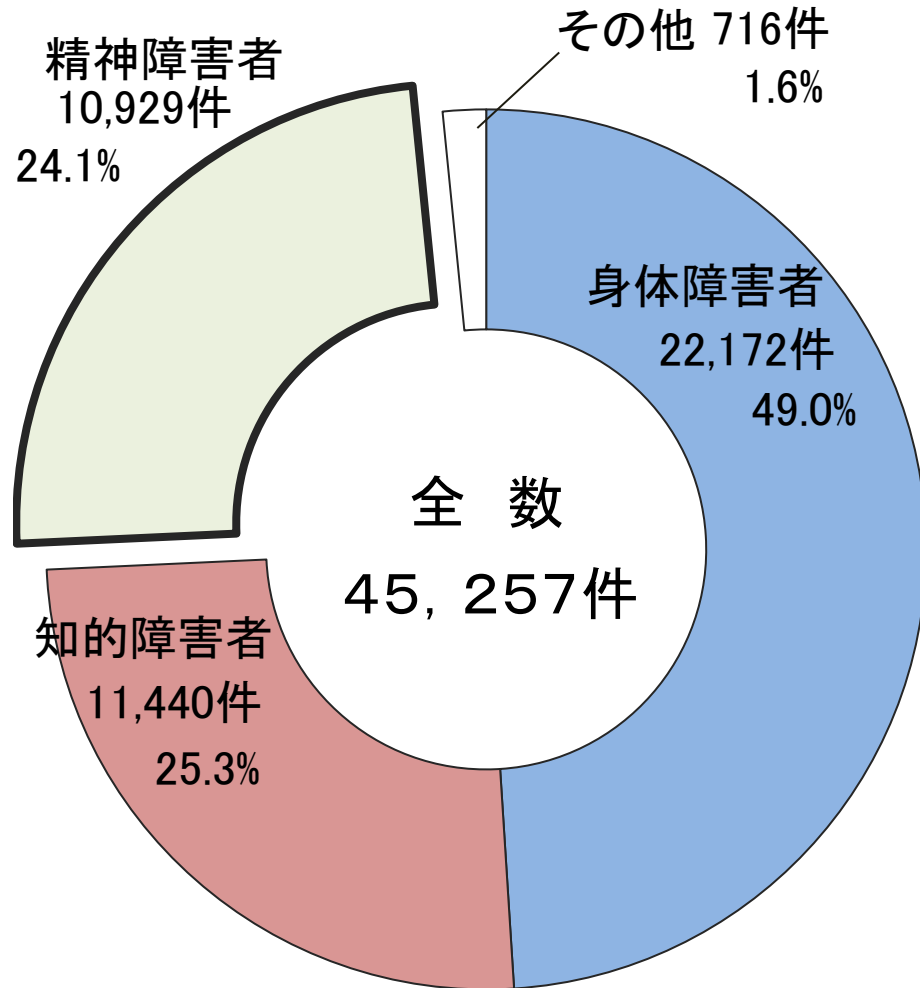
ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

- 令和元(2019)年度の就職件数・新規求職申込件数は、**前年度から更に増加**。
- 就職件数は103,163件と**11年連続で増加**。新規求職申込件数は223,229件と**20年連続で増加**。

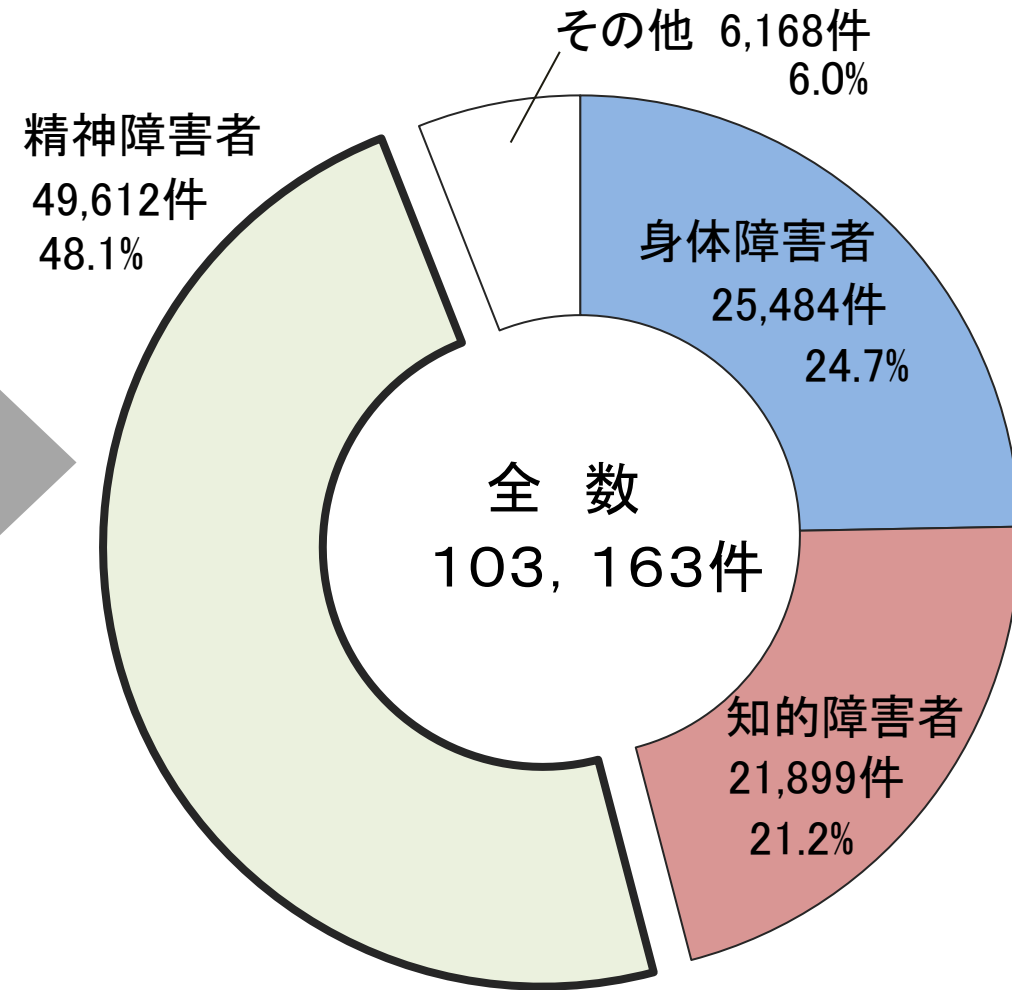


ハローワークにおける職業紹介状況(就職件数)

平成21年度



令和元年度



新規求職申込件数比較

新規求職申込件数(福岡)									
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	
2020年	998	1,020	875	736	850	863	785	6,127	
2019年	872	898	968	844	810	1,039	987	6,418	
増減	%	114.45	113.59	90.39	87.20	104.94	83.06	79.53	95.47
新規求職申込件数(全国)									
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	
2020年	19,344	20,237	17,136	13,999	18,415	19,197	18,771	127,099	
2019年	17,428	18,067	19,180	17,853	17,328	20,332	18,427	128,615	
増減	%	110.99	112.01	89.34	78.41	106.27	94.42	101.87	98.82

就職件数比較

就職件数(福岡)									
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	
2020年	366	320	618	363	342	326	284	2,619	
2019年	326	282	609	534	423	443	350	2,967	
増減	%	112.27	113.48	101.48	67.98	80.85	73.59	81.14	88.27
就職件数(全国)									
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	
2020年	7,287	8,928	11,327	6,814	6,788	6,667	6,059	53,870	
2019年	7,141	8,171	13,944	9,894	8,521	8,216	7,164	63,051	
増減	%	102.04	109.26	81.23	68.87	79.66	81.15	84.58	85.44

2 新型コロナウイルス感染拡大による 影響と障害者解雇届の状況

障害者解雇者数比較

解雇者数(福岡)								
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
2020年	10	26	12	19	1	1	2	71
2019年	11	12	25	3	18	0	26	95
増減	90.91	216.67	48.00	633.33	5.56	#DIV/0!	7.69	74.74

※障害者の解雇者数(全国)令和2年2月～8月実績で前年同期比25.6%増

今後全国的に解雇者が
更に増加することが予
想される。

電話・遠隔相談の実施

- [ハローワーク、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター](#)において、[電話による相談対応](#)等、できる限り来所を求めない柔軟な対応を推進。
 - [第2次補正予算](#)に基づき、ハローワークにおけるリモートによる相談の試行実施（[タブレット等の導入](#)）。
 - [障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）](#)において、緊急事態宣言中（※）に、ジョブコーチ（職場適応援助者）が職場を訪問して直接支援できない場合については、[ICT等を活用した顔が見えるような支援形式による遠隔相談](#)も助成対象とした。
- ※ 緊急事態宣言後も当分の間、助成対象とすることとしている。

障害者就業・生活支援センターにおける遠隔・対面相談の環境整備の充実

- [第2次補正予算](#)に基づき、以下を実施。
 - ① 障害者就業・生活支援センターにおけるリモート面談、Web会議、職員の在宅からの支援を実施するための[ポータブル機器、Wi-Fi環境の導入](#)等
 - ② 障害特性や個別の事情により対面相談を希望する利用者のための[衛生環境の整備](#)

※ 事業主に対して、障害者雇用納付金の申告・納付の期限延長及び納付猶予、並びに障害者雇用調整金及び在宅就業障害者特例調整金の申請に係る特例措置、並びに報奨金等の支給前倒し措置を実施。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置について

- 雇用調整助成金について、令和2年度第1次補正予算、第2次補正予算により、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主に対して、生産指標要件の緩和、雇用保険被保険者以外の労働者の対象追加、助成額の上限引上げ、助成率の引上げ等を措置。

令和2年度第1次補正予算 8,330億円

令和2年度第2次補正予算 7,717億円

	通常の扱い	第1次補正予算での措置 (4月1日から6月30日まで)	第2次補正予算での措置 (4月1日から 9月30日まで) ※2
生産指標要件	◎最近3か月間の生産指標が前年同期に比べ10%以上減少	◎最近 1か月間 の生産指標が前年同期に比べて 5% 以上減少 〔上記の比較ができない場合は ①前々年同期との比較 ②計画届を提出する月の前々月からさかのぼった12月のうち適切な1か月と比較が可能 ※1〕	同左
対象労働者	◎雇用保険被保険者	◎ 雇用保険被保険者以外 の労働者を追加	同左
助成内容	◎1人1日当たり助成額の上限：8,330円	同左	◎1人1日当たり助成額の上限： 15,000円
	◎助成率 ●中小企業：2/3 ●大企業：1/2	◎助成率 ●中小企業： 4/5 ●大企業： 2/3 ◎解雇等行わない場合の助成率 ●中小企業： 9/10 〔・休業要請を受けて休業等一定要件を満たす場合、助成率100% ・休業手当支払率が60%超える場合、超える部分の助成率100%〕 ●大企業： 3/4	同左 ◎解雇等を行わない場合の助成率 ●中小企業： 10/10 ●大企業：同左
	◎教育訓練の加算額：1,200円	●中小企業： 2,400円 ●大企業： 1,800円	同左

※1 本特例措置は4月17日に追加

※2 上限引上げ、助成率引上げは、4月1日以降を含む賃金締切期間中の休業に遡って適用

3 障害者雇用率制度

～法定雇用率の引き上げについて～

障害者雇用率制度について

障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を確保することとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主に障害者雇用率達成義務等を課すことにより、それを保障するものである。

■ 民間企業における雇用率設定基準

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{対象障害者である常用労働者の数} + \text{失業している対象障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 短時間労働者は、原則、1人を0.5人としてカウント。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人としてカウント。短時間重度身体障害者、重度知的障害者は1人としてカウント。

■ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率

一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

（参考） 現行の障害者雇用率 （平成30年4月1日から。令和3年3月31日より前に、さらに0.1%ずつの引上げ予定。）

<民間企業>

民間企業 = 2.2%

特殊法人等 = 2.5%

<国及び地方公共団体>

国、地方公共団体 = 2.5%

都道府県等の教育委員会 = 2.4%

法定雇用率の変遷

施行時期	国及び地方公共団体	民間企業	特殊法人
昭和35年 7 月 1960年	現業的機関 : 1. 4% 非現業的機関 : 1. 5%	現業的事業所 : 1. 1% 非現業的事業所 : 1. 3%	現業的事業所 : 1. 3% 非現業的事業所 : 1. 5%
昭和43年10月 1968年	現業的機関 : 1. 6% 非現業的機関 : 1. 7%	1. 3%	1. 6%
昭和51年10月 1976年	現業的機関 : 1. 8% 非現業的機関 : 1. 9%	1. 5%	1. 8%
昭和63年 4 月 1988年	現業的機関 : 1. 9% 非現業的機関 : 2. 0%	1. 6%	1. 9%
平成10年 7 月 1998年	国及び地方公共団体 : 2. 1% 教育委員会 : 2. 0%	1. 8%	2. 1%
平成25年 4 月 2013年	国及び地方公共団体 : 2. 3% 教育委員会 : 2. 2%	2. 0%	2. 3%
平成30年 4 月 2018年	国及び地方公共団体 : 2. 5% 教育委員会 : 2. 4%	2. 2%	2. 5%

※ 昭和51年10月まで民間企業は努力義務。

※ (現業的機関): 郵政省、林野庁、大蔵省造幣局及び印刷局等の身体障害者が比較的従事しにくい作業を内容とする職種が多い機関

(非現業的機関): 現業的機関以外

障害者雇用率の0.1%引上げの時期について(案)

引上げ時期：令和3年1月1日

(当初案)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第175号) 附則
(経過措置)
3 前項の規定は、この政令の施行の日[平成三十年四月一日]から起算して三年を経過する日より前に、障害者の雇用を促進し、及び障害者の雇用を安定させ、廃止するものとする。

主な理由

障害者雇用促進の取組状況(主な取組内容)

- 採用準備段階から採用後の定着支援までの一貫した「企業向けチーム支援」をハローワークで実施。
- ハローワークに「精神障害者雇用トータルサポーター」等を配置し、カウンセリング等の専門的な支援を実施。
- 職場での職務遂行やコミュニケーション等の課題解決を行うジョブコーチによる職場訪問・支援を促進。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の実施を通じ、精神障害者等が働きやすい職場づくりを促進。

障害者雇用の進展状況

- 各指標について、過去最高を更新中。
 - ・ 実雇用率：2.05%(平成30年)、2.11%(令和元年)
 - ・ 雇用障害者数：534,769.5人(平成30年)、560,608.5人(令和元年)
 - ・ ハローワークを通じた障害者の就職件数：102,318件(平成30年度)、103,163件(令和元年度)
うち精神障害者の就職件数：48,040件(平成30年度)、49,612件(令和元年度)

企業への周知

- 引上げ時期の周知に一定程度の期間を確保することが必要。

雇入れ計画に基づき取り組む企業等にとっての簡明性・利便性

- 法定雇用率達成に向けた雇入れ計画に基づく企業の取組や行政の指導のサイクルと合致。
 - ・ 法定雇用率未達成企業が作成する雇入れ計画は、始期が1月1日、終期が2年後の12月末。
 - ・ 引上げ時期を1月1日とすれば、新たに計画を作成する企業は、計画の始期から新たな雇用率を前提として取組を開始できる。
 - ・ (引上げ公布前に)既に計画を作成・実施している企業においても、1年ごとの実施・進捗管理のサイクルに合致。

障害者雇用率0.1%引上げに向けた今後の対応方針(案)

- 障害者雇用率0.1%引上げの時期は、原案の令和3年1月1日を後ろ倒し、**令和3年3月1日**とする。
- その上で、障害者雇用率の引上げの影響を踏まえた支援強化策として、
 - ・ **ハローワーク**において、主に、令和2年6月1日時点で障害者雇用率を達成している企業であって、
 - ①0.1%引上げにより未達成となる恐れのある企業や
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、事業内容を見直した又はテレワークの導入が急速に進展したことにより、これまで障害者が担ってきた業務が減少している企業
- に対して、**関係機関との連携による企業向けチーム支援(※1)**を実施。
 - ※1 従前の取組実績(令和元年度):支援対象企業1,549社(雇入れ支援対象企業1,428社、定着支援対象企業121社)、そのうち障害者を新規雇用した企業は536社(新規雇用達成割合37.5%)。
- また、離職を余儀なくされた障害者に対して、**早期再就職実現に向けた障害者向けチーム支援(※2)**を集中的に実施。
 - ※2 従前の取組実績(令和元年度):支援対象者42,418人(就職支援対象者36,645人、定着支援対象者5,773人)、そのうち就職者数は19,809人(就職率54.1%)。
- これらの取組により、企業と障害者のきめ細かなマッチングを図る。
 - ・ **地域障害者職業センター**において、企業や障害者の求めに応じて、**職務の選定・創出や配置転換等に関する専門的な支援**を実施。
 - ・ **障害者就業・生活支援センター**において、企業や障害者に対して、**休業、自宅待機、教育訓練等に関する課題聴取や支援提案**を促進。
- また、中長期的な展望も見据えて、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた**テレワーク等の新たな働き方を推進するための施策を検討**。
- こうした取組を進める中で、企業に対して、障害者の方一人ひとりが、希望や能力に応じて、いきいきと活躍できる環境の整備も促進。

- ※3 法定雇用率が未達成になってから雇入れ計画作成命令(実雇用率が前年の全国平均実雇用率未満、かつ、不足数が5人以上であること等が要件)がなされ、企業名公表に至るまでの期間は原則3～4年要すること等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業名公表の猶予等の措置は講じない。
- ※4 納付金財政の今後の持続可能性を確保するために調整機能の付与等が検討課題となっていることや、納付金額を引き下げる場合には納付金制度が果たしてきた障害者雇用促進機能が一部損なわれる恐れがあること等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた納付金額の引下げの措置については、慎重な検討が必要。
- ※5 障害者雇用率は「事業主の社会連帯の理念に適合し、事業主間にできるだけ不公平、不平等が生じないようにする」という観点も踏まえ、全産業一律の雇用率としていくことから、個別企業の業績等を踏まえ、差を設けることについては慎重な検討が必要。

新型コロナウイルス感染症による障害者雇用への影響について①

- 障害者雇用率は、社会連帯の理念に基づき、一般労働者と同じ水準で障害者の雇用機会を確保するため、事業主に対して平等に課された義務。民間企業に法定雇用率が義務化された昭和51年以降、いかなる社会・経済環境の中にあっても、法定雇用率は、公労使・障害者代表の合意の下、計算式の結果に基づき設定されてきた。 ※リーマンショック(平成20年)の際にも法定雇用率の引下げ等を行われていない。
前回の雇用率引上げ時の障害者雇用分科会(平成29年5月30日)において、「障害者の雇用の促進及び安定」が0.1%引上げの条件ではないこと、できる限り速やかに0.1%引き上げること等が全体で確認された上で、政令案の諮問・答申がなされた。
- 新型コロナウイルス感染症の影響に対しては、政府において、雇用調整助成金の特例措置を含め、雇用の維持と事業の継続に関する各種支援措置を講じてきた。
- その上で、ハローワーク業務統計や関係団体・企業からの回答によれば、新型コロナウイルス感染症による障害者雇用への影響が一定程度見られる一方、実雇用率や法定雇用率達成企業割合、今後の見通しが堅調であり、法定雇用率0.1%引上げを猶予・凍結する状況にはないと考えられる。

ハローワーク業務統計

- 障害者の職業紹介等の状況について、以下表のとおり、
 - ・ 解雇者数、求人数、新規求職申込件数、就職件数及び就職率のいずれについても、前年同期と比べて悪化している一方、
 - ・ 一般労働者と比較すると、障害者の就職件数や就職率の減少幅は、小規模に収まっている。

※()内数値は対前年差・前年比

	解雇者数(R2. 2-6)	新規求人数(R2. 5)	新規求職申込件数(R2. 5)	就職件数(R2. 5)	就職率(R2. 5)
障害者	1,104人 ※うち5月221人、6月206人 (152人・16.0%増)	11,972人 ※障害者専用求人 (6,776人・36.1%減)	13,999件 (3,854件・21.6%減)	6,814件 (3,080件・31.1%減)	48.7% (6.7ポイント減)
一般	—<届出義務無し>	637,335人 (301,345人・32.1%減)	356,652件 (60,575件・14.5%減)	80,622件 (55,372件・40.7%減)	22.6% (10.0ポイント減)

関係団体・企業の協力による障害者雇用状況報告(令和2年6月1日現在)

- (公社)全国障害者雇用事業所協会(全障協)及び(一社)障害者雇用企業支援協会(SACEC)を通じ、各会員企業に対し、障害者雇用状況報告(令和2年6月1日現在)の事前報告※1を依頼したところ、121社(企業全体ベース90社、特例子会社単体ベース※231社)からの回答が得られた。

※1 今年度の障害者雇用状況報告は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、例年の7月15日から8月31日に報告期限を延期。

※2 特例子会社のうち、企業(グループ)全体の状況報告のあったものは(企業全体ベースとして集計することとして)含めず、特例子会社のみ状況報告のあったものに限定。

- 回答企業の障害者雇用状況について、令和元年6月1日現在と比較すると、
 - ・ 特例子会社単体ベースでは、実雇用率(96.44%)が5.33ポイント減少※1している一方、
※1 常用労働者数が3,497.5人(296.5人・9.3%増)、雇用障害者数が3,373.0人(112.0人、3.4%増)。
 - ・ 企業全体ベース(以下表参照)では、実雇用率※2や法定雇用率達成企業割合が増加している。
※2 企業全体ベース90社のうち、実雇用率が上昇した企業は51社(56.7%)、低下した企業は35社(38.9%)、変化しなかった企業は4社(4.4%)

※()内数値は対前年差・前年比

企業全体ベース90社	実雇用率	不足数	法定雇用率達成企業割合
令和2年6月1日現在	2.59%(0.04ポイント増)	35.0人(3.0人・7.9%減)	93.3%(3.3ポイント増)

前回（7月31日）の障害者雇用分科会における主な意見

使用者側意見

- 3月末までに引き上げることは使用者側としても重く受け止めている。
しかしながら、**新型コロナの影響は甚大**。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症がもたらしている経済危機。
 - ・ 緊急かつ大規模に在宅勤務が実施される中での**障害者の業務(清掃、食堂、印刷等)の大幅減**。
- 障害者の働き方・業務内容等の見直し実施には時間がかかる。採用活動も大変な状況。
- **引上げ時期は、最大限後ろ倒しをしてほしい**。
- 例えば、引上げ後1年間における企業名公表の猶予や、納付金額の引下げ、業績による経過措置の設定などを併せて検討してほしい。

労働側意見

- 事業の悪化、障害者の特性による就労の課題、採用の遅れ等、障害者雇用への様々な影響は理解。
- **リーマンショック以前も含めて、法定雇用率の引き下げ等に手を付けてこなかったということは重いこと**。
- 若干後ろ倒しにするということであっても、年度内の引上げは不可欠。
- 引上げの時期を遅らせれば、それだけ次の雇用率見直しまでの時間が短くなることへの影響も懸念。

障害者側意見

- 一番弱い立場の障害者の雇用率を、せっかく今まで積み上げてきたものを、コロナだからといって後ろに延ばすのはまずい。
- これを機会に、働き甲斐のある仕事やテレワークできる仕事を見つけ出すことを考えてほしい。
- テレワークの工夫も整ってきており、新たな働き方の機会が生じていることにも留意してほしい。

公益側意見

- **障害者雇用状況を振り返ると、景気と障害者雇用は比例しておらず、むしろ関連していない**。一般の景気等で雇用率をどうするかを判断することは非常に危険。
- リーマンショックや金融危機の際も、雇用障害者数も実雇用率も上がっている。
- 現状では、引上げ時期を変更する根拠が見当たらないが、努力している企業にどう報いるか、対応策を検討する余地はあるのではないかな。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた経済対策

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策＜施策例＞（令和2年5月内閣府）（抜粋）

I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

II. 雇用の維持と事業の継続

- 雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大（厚生労働省）
- 雇用保険を受給できない求職者を対象とする求職者支援訓練の拡充（対象者数の拡充等）（厚生労働省）
- 日本政策金融公庫等による特別貸付及び危機対応業務による資金繰り支援（中小・小規模事業者への実質無利子化含む）の継続（財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、内閣府）
- 民間金融機関でも実質無利子・無担保の融資を受けることができる制度の創設（経済産業省、金融庁）
- 日本政策金融公庫等や保証付き民間融資の既往債務の借換（財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、内閣府）
- 航空会社に対する着陸料等の支払い猶予や危機対応融資等（国土交通省、財務省）
- 民間金融機関による資金繰り支援の促進等（金融庁）
- 中小・小規模事業者等に対する新たな給付金（持続化給付金）（経済産業省）
- 中小企業生産性革命推進事業の特別枠創設（経済産業省）
- 国内外の中堅・中小企業等へのハズオン支援（経済産業省）
- 全国全ての人々への新たな給付金（特別定額給付金）（総務省）
- 子育て世帯への臨時特別給付金（内閣府）
- 国民健康保険料、介護保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援（厚生労働省）
- 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の継続（厚生労働省）
- 住居確保給付金の支給対象見直しによる支援の拡充（厚生労働省）

III. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

IV. 強靱な経済構造の構築

第4回障がい者雇用特別セミナー

パネルディスカッション

私達が取り組む障がい者雇用